

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、昭和58年1月頃にA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私名義の口座又は夫名義の口座から振替により納付していた。申立期間が未納とされていることには納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年1月にB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、前後の被保険者記録により、昭和61年8月頃に払い出されていることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和61年9月8日に同年4月1日付けで第3号被保険者として、初めて資格取得していることがオンライン記録により確認でき、これは、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」として「昭和61年4月1日3号A」と記載されていることとも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、

別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内及びC県内全てを対象に「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索し、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2505

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から平成 2 年 5 月まで

私は、時期、経緯の記憶は定かではないが、国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、納付方法も忘れたが、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期や納付方法についての記憶は定かではないが、B 区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより C 県内全てについて、「D (漢字)」、「E (カナ)」、「F (カナ)」及び「G (カナ)」で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続時期は、前後の被保険者の記録により平成 4 年 7 月頃に行われたものと考えられ、このことは、A 市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が平成 4 年度から登載され、申立期間当時は、同市において、国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合している上、申立人は、前記の国民年金加入時点において、遡及納付が可能であった申立期間直後の 2 年

6月から4年3月までの国民年金保険料（19万2,000円）を時効期限直前の同年7月29日に過年度納付していることがオンライン記録において確認できることを踏まえると、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月及び同年3月

時期は定かではないが、A駅北口に在る社会保険事務所（当時）に、自宅に送られてきた納付書を持って行き、申立期間から2年以内に国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家に送られてきた納付書を社会保険事務所に持参し、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、B市の国民年金被保険者名簿において、平成7年2月24日に職権適用により払い出されている内容の記載が確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認できるものの、当該名簿では、申立期間に係る保険料は未納とされ、現年度納付された形跡は見当たらず、これを納付するには、国庫金納付書により過年度納付することとなるが、同納付書は、月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により、納付記録として記録されることから、申立期間の納付記録が漏れるとは考え難い。

なお、オンライン記録では、申立期間に係る国庫金納付書が作成された事跡は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から53年3月まで

私は、20歳になれば国民年金保険料を納付するのが当たり前と育てられたので、誕生日の前日に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。母親が2、3か月ごとに自分の保険料と一緒に私の分を郵便局の集金人に渡していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の昭和51年*月*日に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の母親が郵便局の集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和54年1月にA市B区において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人は昭和53年度から登載され、申立期間当時は同市において国民年金被保険者として管理されていなかったこととも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無く、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても申立期間は未納である。

なお、A市において、郵便局で国民年金保険料を現年度納付することが可能となったのは昭和63年度からである。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年7月まで

申立期間については、A社に勤務し、厚生年金保険に加入したことから、B県C郡D町役場（現在は、E市）で国民年金保険料納付をやめる手続をした。退職後に国民年金の再加入手続を行った際、同町役場の担当者に、「申立期間も国民年金保険料を納付するように。」と言われたため、3,150円を同町で一括納付している。申立期間の保険料は還付されていないのに、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月頃にD町役場で、申立期間の国民年金保険料3,150円を一括納付したと主張している。

しかしながら、D町の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和42年6月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、45年8月11日まで同資格を再取得した形跡は無く、このことはオンライン記録及び申立期間当時、申立人が勤務していたA社が46年3月3日付けで発行した「厚生年金被保険者（社会保険者証）脱退証明書」に、「初めて資格を取得した年月日 昭42.6.1」及び「資格を失った年月日 昭45.8.11」との記載内容とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者期間である申立期間について、

国民年金保険料を納付した場合、当該保険料は還付されることとなるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 45 年 8 月から 46 年 2 月までの 7 か月間の国民年金保険料額合計 3,150 円を分割で過年度納付していることが上記の国民年金被保険者名簿により確認でき、このことと誤認している可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで
昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで A 社（申立期間当時は、B 社）に勤務していたが、年金記録では、44 年 4 月 1 日から 45 年 5 月 1 日までの期間が未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社員名簿には、申立人の雇入れ日は昭和 44 年 4 月 1 日、退職日は 47 年 3 月 31 日と記載されており、また、申立期間に勤務していた複数の同僚の供述からも、申立人が申立期間において勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社は、申立期間当時の保険料控除に係る記録、賃金台帳は保存していないと回答しており、申立期間当時の B 氏は既に死亡している上、厚生年金保険事務を行っていた C 氏から供述を得ることができないことから、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人が氏名を挙げている同僚二人の被保険者資格取得日は、社員名簿に記載されている雇入れ日からそれぞれ 1 年及び 1 年 1 か月後であり、就職から被保険者資格取得日までに未加入期間があることが確認できることから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員について、採用後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、

申立人の被保険者資格取得日は、昭和 45 年 5 月 1 日となっておりオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 30 日から同年 7 月 30 日まで

A事務所(現在は、B事務所)に昭和 45 年 7 月まで勤務をして同年 8 月 1 日に独立したが、日本年金機構の厚生年金保険加入記録のお知らせによると、資格喪失日が同年 1 月 30 日となっている。年金事務所で当時の被保険者名簿を確認したが、不鮮明な名簿で、「7」を「1」と読み間違えたものと思われる上、独立をした同年 8 月 1 日から国民年金に加入しており、それ以前は厚生年金保険に加入をしていたと思うので、調査をして、勤務した期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 8 月に独立して事務所を開設し、それまでの期間はA事務所に勤務をしていた。」と申し立てており、B事務所及び複数の元同僚が、「昭和 45 年 7 月まで勤務をしていた。」と供述している上、Cに照会したところ、「申立人の事務所開設の日は、昭和 45 年 8 月 1 日である。」と回答しており、申立人の主張と一致していることから、申立人が申立期間においてA事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事務所に照会したところ、「当時の関連資料は一切残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚に照会しても、申立人の正確な勤務形態及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該被保険者名簿に記載されている被保険者 27 人全員において被保険者資格喪失日から 1 か月以内に健康保険証が返納されていることを表す「証返」の記載があり、これを申立人についてみると、資格喪失日は、昭和 45 年 1 月 30 日となっており、2 月 25 日に健康保険証が返納されていることを表す「証返 2/25」が記載されていることが確認でき、申立人の資格喪失日及び健康保険証の返納記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、D国民健康保険組合に照会したところ、「平成 3 年以降の加入資格のあるデータしか残っていない。」と回答していることから、申立人のD国民健康保険組合への正確な加入年月日を確認することができない。

また、申立人は、「昭和 45 年 8 月 1 日から、国民年金に加入しており、同年 7 月までは厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 53 年 5 月 31 日に申立人夫婦が連番で払い出されており、夫婦ともに同年 4 月分の保険料から現年度納付をしているが、45 年 8 月から 53 年 3 月までは保険料の未納期間であることから、申立人の主張と一致しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 12 月 21 日から 57 年 12 月 21 日まで

申立期間①は、株式会社A（現在は、B株式会社）に被保険者記録よりも2年ほど前の、中学校卒業後から働き出した。申立期間②は、C株式会社（現在は、D株式会社）に被保険者記録よりもあと2年ぐらい長く勤務していた。申立期間③のE株式会社は被保険者記録よりもあと1年ぐらい長く勤務していたと記憶しているので、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和35年8月1日であることから、申立期間①のうち34年7月1日から35年8月1日までの期間については当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、B株式会社に照会しても、当時の関係書類は引き継がれておらず保管もされていないため、申立人の正確な勤務期間及び申立期間①に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない。

さらに、申立期間①当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立期間①に申立人が勤務していたことを確認できる供述を得ることはできない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申

立人の被保険者資格取得日は昭和 36 年 7 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している上、同社の厚生年金保険の適用から申立人の資格取得日まで健康保険の記号番号は連続しており、欠番もみられないため、申立人の厚生年金保険の資格取得日が誤って記載されたとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の当該事業所における記号番号払出日は昭和 36 年 7 月 1 日であることが確認できる。

申立期間②について、C 株式会社にて申立期間当時の関連資料は保管されていないことから、同社における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C 株式会社にて申立人と同日に入社し、同職種で勤務していた申立人の兄によれば、「申立人は昭和 44 年 12 月 1 日に当該事業所を退社した。」と回答している。

さらに、C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 44 年 12 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿の備考欄において、健康保険証を返却したことを示す「証返」に丸印が付され、返却年月と思われる「44/12」の記載が確認できる。

申立期間③について、E 株式会社にて保管している社員名簿によれば、申立人の入社日は昭和 52 年 12 月 21 日、退職日は 56 年 12 月 20 日と記録されている上、雇用保険被保険者記録も同社における申立人の離職日は 56 年 12 月 20 日と記録され、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、申立期間③当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立期間③に申立人が勤務していたことを確認できる供述を得ることはできない。

さらに、E 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 56 年 12 月 21 日と記録されており、オンライン記録と一致している上、当該事業所に係る厚生年金被保険者名簿の申立人の備考欄において、健康保険証を返却したことを示す「返」に丸印が付され、返却年月と思われる「56/12」の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月1日から26年6月1日まで
② 昭和26年10月1日から27年6月1日まで
③ 昭和27年6月1日から33年2月1日まで
④ 昭和33年7月1日から35年9月1日まで
⑤ 昭和35年9月1日から38年9月1日まで

申立期間①に係るA株式会社、申立期間②に係るB株式会社、申立期間③に係るC社、申立期間④に係る有限会社D、及び申立期間⑤に係るE社について、それぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっているのはおかしいので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の元事業主は既に亡くなっており、役員も所在不明の上、複数の同僚に照会したが申立人について記憶している者はいらぬものの、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、資格喪失日は記載されていないが、同名簿の適用欄には、「昭和24年12月1日 認定廃止」と記載されており、同名簿に記載されている他の被保険者についても、いずれも資格喪失日は昭和24年12月1日となっていることから、申立人の資格喪失日はオンライン記録と同じ同年12月1日であったと推認される。

申立期間②について、B株式会社は既に解散している上、役員も所在不明で

あり、元同僚に照会したが申立人について記憶しておらず、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、申立人の資格取得日は昭和26年6月1日、資格喪失日は同年10月1日と記載されておりオンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと主張しているが、申立人の記憶している同僚の氏名がF社G出張所（現在は、H株式会社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されており、当該同僚についての記憶がF社G出張所の元従業員の供述と一致していることから、申立てに係る事業所はF社G出張所であることが推認できる。

また、申立人は、「C社ではI社に出向いて仕事をしていた。」と供述しているところ、上記の元従業員は、「I社の工場に行った時に申立人がいたことを覚えている。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人がF社G出張所に勤務していたことが推認できる。

しかし、H株式会社に照会したが、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している同僚はいるものの、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、F社G出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号も連続しており、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同社に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人は、「C社に昭和33年1月まで勤務した。」と主張しているが、商業登記簿の記録によると、申立人は事業主として申立期間④の有限会社Dを32年4月22日に設立していることが確認できることから、申立期間③のうち、同年4月22日から33年2月1日の間はF社G出張所に勤務していたとは考え難い。

申立期間④について、有限会社Dの事業主は申立人自身であるが、「当時の記憶は定かでない。」と供述している上、複数の元従業員に照会したが、申立人について記憶している者はいるものの、申立期間④における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、有限会社Dに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、

申立人の資格取得日は昭和 33 年 2 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、上記被保険者名簿の適用欄には、「昭和 33 年 6 月 30 日付 認定廃止」と記載されており、同名簿に記載されている被保険者 10 名のうち、33 年 3 月 30 日に資格喪失している者を除く 9 名全員の資格喪失日が同年 7 月 1 日となっている。

申立期間⑤について、申立人は、E 社の正式な社名及び場所について具体的な記憶が無いが、申立人の供述する所在地から、J 区に所在する「K (カナ)」で調査したところ、「L 社 (漢字)」が当時、同区内で適用事業所として所在していることが判明した。

そこで、L 社について調査したところ、L 社の元事業主は既に死亡しており、複数の元従業員に照会したが申立人について記憶している者は無く、申立期間⑤における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、L 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号も連続しており、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

株式会社A、株式会社B及びC株式会社D事業所(現在は、E株式会社)に勤務をしていた申立期間において、給与から控除されている厚生年金保険料が、調整などにより金額がおかしいところがあり、標準報酬月額が誤って届け出されていると思われるので、調査をして正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持するC株式会社の給与支給明細書により、申立期間のうち、一部において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていたことは確認できるものの、当該申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 50 年 1 月までの期間の厚生年金保険料控除額については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と同額かそれより低い額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人が加入していたC厚生年金基金は、平成 15 年 6 月 24 日に解散をしているが、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」によると、申立人に係る厚生年金基金加入期間及び当該期間の報酬給与の月額は、

いずれもオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者期間及び当該期間の標準報酬月額と一致している。

なお、申立人は、当該期間のうち、昭和55年10月及び58年7月の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額が前後の月と異なるのは不自然であると主張している。

昭和55年10月については、申立人は、事業主が発行する「同年10月から厚生年金保険料率が改定された際に、旧料率のまま処理をしたため、同年11月に差額を控除する。」旨の通知書を所持しており、同年10月の不足分の控除額(1,520円)を同年11月の給与支給明細書のその他の欄に記載していることが確認できる。

また、昭和58年7月については、所持する給与支給明細書の記載から、同年6月から厚生年金保険料率の改定が行われたにも関わらず、同年6月は前月までと同額(9,790円)の保険料額が控除されており、同年7月に差額(110円)が追加控除されたことがうかがえる。

さらに、昭和58年8月から申立人に係る標準報酬月額が、22万円から26万円に改定されており、同年8月以降の保険料控除額は同年6月及び7月とは異なることが確認できる。以上のことから、当該期間について、申立人の主張を認めることはできない。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から48年12月まで、及び50年2月の期間については、給与支給明細書を所持しておらず、E株式会社は、「賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答している上、複数の元同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、当該期間について、昭和45年1月から同年3月までは株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同年4月から46年10月までは株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同年11月から48年12月まで、49年6月並びに50年2月はC株式会社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のそれぞれに記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は、すべて一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 15 日から 58 年 2 月 10 日まで
申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に照会したところ、当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、当該事業所及び同僚は、申立人の厚生年金保険の加入については不明と回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者票の健康保険整理番号は連続しており欠番も無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格記録は確認できない。

このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 2 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 1 月 1 日から平成 7 年 11 月 20 日まで、A 株式会社（現在は、B 株式会社）に継続して勤務した。途中で有限会社 C の経営にも携わった。厚生年金保険の空白期間があるのは納得できない。申立期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の供述、及び申立人の B 株式会社に係る雇用保険の加入記録において資格取得日が昭和 40 年 1 月 4 日となっていることから、申立人が、申立期間①において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 株式会社には照会したところ、申立期間①の賃金台帳等の書類は保管されていないと回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、B 株式会社は申立期間①において社会保険事務を委託していた労務管理事務所が保管していた「社会保険被保険者名簿」によれば、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和 40 年 2 月 1 日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、上記の労務管理事務所の当時の担当者に照会しても申立てに係る供述及び資料の提出が得られない上、当該事業所が加入していた D 健康保険組

合E支部に照会しても、申立人の記録は見つからないと回答していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、複数の元同僚の供述及びB株式会社の閉鎖登記簿謄本により、申立人が取締役であったことが確認できることから、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B株式会社に照会したところ、賃金台帳等の書類は保管されていないと回答しており、申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、B株式会社が申立期間②において社会保険事務を委託していた労務管理事務所に照会しても、申立てに係る供述及び資料の提出が得られないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人は「昭和40年1月から平成7年11月までB株式会社に継続して勤務するが、途中に有限会社Cの経営にも携わっていた。」と供述しているところ、有限会社Cの閉鎖登記簿謄本において、申立人は代表取締役として名前が確認でき、当該事業所のオンライン記録から、資格取得日は昭和48年8月26日、資格喪失日は、当該事業所が適用事業所でなくなった日である平成2年5月30日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。